

○射水市フットボールセンター条例

令和3年12月24日

条例第29号

(設置)

第1条 市民の健康の保持増進及びスポーツの振興に寄与するとともに、フットボール競技等を生かした交流人口の拡大及び地域の活性化に資するため、射水市フットボールセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
フットボールセンター	射水市海竜町23番地1

(開場時間)

第3条 センターの開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日については、午前8時から午後9時までとする。

2 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めたときは、前項に規定する開場時間を臨時に変更することができる。

(休場日)

第4条 センターの休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、休場日以外の日に臨時に休場することができる。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たって、使用の制限その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対してセンターの使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。))が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が公益上又は管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により、使用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、当該使用日までに納付するものとする。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めたものについては、使用後に納めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき又は使用者の責めに帰することができない理由により使用しなかったときは、同項に規定する使用料を納付しなくてもよいものとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) 使用者が、使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、センターの使用を終了したとき(第7条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は退去を命じられたときを含む。)は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 使用者は、建物、附属施設、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの使用許可及び利用調整に関する業務
- (3) センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定の適用については、第3条中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第4条中「教育委員会が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て」と、第5条及び第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「教育委員会」とあり、「市」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例その他教育委員会の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 第14条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合において、使用者は、第9条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金の算定については、前項に定めるもののほか、別表に定める使用料の算定方法に準じて行うものとする。

4 使用者は、利用料金を当該使用日までに納めなければならない。ただし、時間超過に係る利用料金又は市長が特にやむを得ないと認めたときは、その使用後に納めることができる。

5 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

6 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第11条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和4年規則第3号で令和4年4月29日から施行)

別表(第9条関係)

1 フィールド使用料

区分	単位	使用日時	使用料 (1時間当たり)	
			高校生以下	一般
人工芝フィールド	1面	平日 午前9時から午後5時まで	3,840円	4,800円
		平日 午後5時から午後9時まで	4,800円	6,000円

		土曜日、日曜日及び祝日 午前8時から午後9時まで	6,000円	6,000円
	半面	平日 午前9時から午後5時まで	3,070円	3,840円
		平日 午後5時から午後9時まで	3,840円	4,800円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前8時から午後9時まで	4,800円	4,800円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用時間の短縮による使用料は減額しない。
- 3 設備等の準備及び原状回復時間も使用時間に含める。
- 4 第3条第2項の規定により臨時に開場時間を変更する場合の使用料は当該使用日時に連続する時間帯の区分に応じた額とする。

2 フットサル場使用料

区分	単位	使用日時	使用料 (1時間当たり)	
			高校生以下	一般
屋根付きフットサル場	1面	平日 午前9時から午後5時まで	3,840円	4,800円
		平日 午後5時から午後9時まで	4,800円	6,000円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前8時から午後9時まで	6,000円	6,000円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用時間の短縮による使用料は減額しない。
- 3 設備等の準備及び原状回復時間も使用時間に含める。
- 4 第3条第2項の規定により臨時に開場時間を変更する場合の使用料は当該使用日時に連続する時間帯の区分に応じた額とする。

3 設備使用料

区分	単位	使用料
夜間照明	1面 1時間	1,200円
	半面 1時間	800円
ロッカールーム	1回	600円
シャワー	3分	100円

備考

- 1 夜間照明の使用料の算定については、1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用時間の短縮による使用料は減額しない。
- 3 ロッカールームは、人工芝フィールド1面の利用につき4室まで、人工芝フィールド半面又は屋根付きフットサル場1面の利用につき2室まで無料とする。

4 特殊設備使用料

区分	単位	使用料
AI自動撮影カメラシステム	1時間	2,000円

備考

- 1 特殊設備使用料は、教育委員会が指定する団体等が使用する場合のみとする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 3 AI自動撮影カメラシステムの使用時間は映像を配信した時間又は収録の時間により算定する。